

**改正**

平成17年8月17日

平成21年4月1日

平成22年4月1日

平成25年4月1日

平成27年10月9日要綱第98号

令和元年8月26日要綱第90号

令和2年3月4日要綱第22号

小金井市福祉サービス第三者評価受審費補助要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、福祉サービスを提供する事業者に対し福祉サービス第三者評価の受審費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、第三者評価の早期の普及及び定着を促進し、もって利用者本位の福祉の実現を図り、市民の社会福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉サービス第三者評価 事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場からサービスの内容や質、事業者の経営、組織の管理能力等を評価することをいう。
- (2) 福祉サービス第三者評価の受審 福祉サービス第三者評価支援事業実施要綱（平成14年3月29日13福総改第112号）に規定する東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が行う福祉サービス第三者評価を受けることをいう。

(補助対象となる福祉サービスの種類及び補助金額)

**第3条** 補助の対象となる福祉サービスの種類及び補助金額は、別表に定めるとおりとし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、受審費用に対する他の補助制度等の交付対象となる福祉サービスについては、補助の対象としない。

(補助対象事業者)

**第4条** 補助を受けることができる事業者は、次に掲げる要件のいずれも備えていなければならな

い。

- (1) 福祉サービスの提供を行う事業所を小金井市内に設置し、運営していること。
- (2) 福祉サービス第三者評価の受審結果の公表について同意すること。

(認定の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする事業者は、福祉サービス第三者評価受審費補助対象認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書その他の福祉サービス第三者評価の受審費用が確認できる書類
- (2) 福祉サービス第三者評価結果公表承諾書（様式第2号）

(認定の決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による認定申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、福祉サービス第三者評価受審費補助対象認定（非認定）通知書（様式第3号）により、当該認定申請を行った事業者に通知する。

(受審の中止)

**第7条** 前条の福祉サービス第三者評価受審費補助対象の認定を受けた事業者（以下「補助対象認定事業者」という。）は、福祉サービス第三者評価の受審を中止しようとするときは、福祉サービス第三者評価受審中止兼補助辞退届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

**第8条** 補助対象認定事業者は、福祉サービス第三者評価を受審し、補助金の交付を受けようとするときは、福祉サービス第三者評価受審費補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 福祉サービス第三者評価受審完了届（様式第6号）
- (2) 評価機関の発行する評価報告書の写し
- (3) 契約書等の写し
- (4) 領収書その他の評価機関に福祉サービス第三者評価の受審費用を支出したことを確認できる書類

(交付決定)

**第9条** 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは福祉サービス第三者評価受審費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請を行った補助対象認定事業者に通知する。

(補助金の交付)

**第10条** 前条の福祉サービス第三者評価受審費補助金交付の決定を受けた補助対象認定事業者は、速やかに福祉サービス第三者評価受審費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

**第11条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（決定の取消し）

**第12条** 市長は、補助対象認定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象の認定又は補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1）法令に違反したとき。

（2）虚偽の申請その他不正の手段により補助対象の認定を受け、又は補助金の交付決定を受けたとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助対象の認定又は補助金の交付決定を取り消したときは、福祉サービス第三者評価受審費補助対象認定取消通知書（様式第9号）又は福祉サービス第三者評価受審費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該補助認定事業者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（書類等の保管）

**第13条** 市長及び補助を受けた事業者は、補助事業に関する書類、帳簿等を当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間整理保管しなければならない。

（見直し）

**第14条** この要綱の施行の日から起算して3年ごとに、この事業について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うこととする。

（その他）

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成16年12月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**付 則**（平成17年8月17日）

この要綱は、平成17年8月17日から施行する。

**付 則**（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市福祉サービス第三

者評価受審費補助要綱の規定は、同日以後の福祉サービス第三者評価の受審から適用する。

**付 則**（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市福祉サービス第三者評価受審費補助要綱の規定は、同日以後の福祉サービス第三者評価の受審から適用する。

**付 則**（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市福祉サービス第三者評価受審費補助要綱の規定は、同日以後の福祉サービス第三者評価の受審から適用する。

**付 則**（平成27年10月9日要綱第98号）

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、この要綱による改正後の別表子ども家庭系の項の規定は、同年4月1日以後の福祉サービス第三者評価の受審から適用する。

**付 則**（令和元年8月26日要綱第90号）

この要綱は、令和元年8月26日から施行し、この要綱による改正後の小金井市福祉サービス第三者評価受審費補助要綱の規定は、平成31年4月1日以後の福祉サービス第三者評価の受審から適用する。

**付 則**（令和2年3月4日要綱第22号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市福祉サービス第三者評価受審費補助要綱の規定は、同日以後の福祉サービス第三者評価の受審について適用する。

**別表**（第3条関係）

補助の対象となる福祉サービスの種類及び補助金額

区分	福祉サービスの種類	補助金額
高齢系	訪問介護	1 サービスにつき、福祉サービス第三者評価の受審費用の総額から利用者負担金その他の収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額と30万円とのいずれか低い額
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス)	
	福祉用具貸与	
	居宅介護支援	
	通所介護（デイサービス）	
	短期入所生活介護（ショートステイ）	

	指定介護老人福祉施設（東京都特別養護老人ホーム経営支援事業の対象となる施設を除く。）	
	介護老人保健施設	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む。)	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	看護小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（介護予防を含む。）	1 サービスにつき、福祉サービス第三者評価の受審費用の総額から利用者負担金その他の収入額を控除した額
障害系	居宅介護	1 サービスにつき、福祉サービス第三者評価の受審費用の総額から利用者負担金その他の収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額と30万円とのいずれか低い額
	短期入所	
	児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
子ども家庭系	認可保育所	1 サービスにつき、福祉サービス第三者評価の受審費用の総額から利用者負担金その他の収入額を控除した額と60万円とのいずれか低い額（ただし、認可保育所及び認定こども園のうち、公定価格に第三者評価受審加算を受けている施設については、受審費用の総額から15万円を差し引いた額と45万円とのいずれか低い額）
	認証保育所A型・B型	
	認定こども園	